

令和元年7月31日
保健所食の安全推進課

南食品環境センターについて

○南食品環境センターの業務概要

保健所食の安全推進課の機関（保健所の分室）として、南区、秋葉区及び西蒲区の3地区において主に下記の業務を実施している。

- ① 食品営業の許可及び監視指導の実施
- ② 消費者及び食品等事業者を対象とした衛生講習会の開催
- ③ 理容所、美容所、公衆浴場及びクリーニング所等の生活衛生営業施設の衛生確保のための監視指導
- ④ 医療及び薬事に係る申請等の経由事務

○今後の方針及び課題

南食品環境センターで行っていた業務の窓口を保健所に一本化することで、業務の標準化を図るとともに、営業相談等への対応や監視指導等の平準化に繋げる。

市民及び食品等事業者への周知については、市ホームページや市報、チラシの配布等により実施予定であるが、対象者全員への周知ができない可能性があるため、廃止後当分の間は南区役所内に案内掲示を行う。

食品営業許可については、5年ごとに許可更新が必要な食品等事業者が多数いるため、更新に係る手続きは、事業者の便宜を図るため、区役所や各地区にある健康センター等に会場を設け出張受付を実施する。

また、イベント等における食品提供の届出や、臨時食品営業の申請等についても、イベント開催前に区役所等に会場を設け、まとめて受付を実施することとしたい。